事務所通信　No.305　　令和３年３月１日

社会保険労務士法人
新潟県新発田市新富町１丁目５番９号　　篠田パートナーズ事務所☎ 0254-22-5649（代）

◆雇用調整助成金◆

緊急事態宣言が10都府県で３月７日までに延長決定されたことに伴い、雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金の特例措置は緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末までになりました。なお、緊急事態宣言が解除された月の翌々月から雇用情勢が大きく悪化しない場合「雇用調整助成金」（特例措置）は段階的に縮減されます。

特例以外の場合の雇用調整助成金	緊急対応期間 感染拡大防止のため、この期間中は全国で以下の特例措置を実施
経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主（全業種）
生産指標要件 （3か月10%以上減少）	生産指標要件を緩和 （1か月５%以上減少）
被保険者が対象	雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成 （緊急雇用安定助成金（令和2年4月1日創設））
助成率　2/3（中小）1/2（大企業）	助成率　4/5(中小)、2/3(大企業) ※解雇等を行わず、雇用を維持している場合、 10/10（中小）、3/4（大企業）
日額上限額　8,370円	日額上限額　15,000円
計画届は事前提出	計画届は提出不要
1年のクーリング期間が必要	クーリング期間を撤廃
6か月以上の被保険者期間が必要	被保険者期間要件を撤廃
支給限度日数 １年100日、３年150日	同左＋上記対象期間中に受給した日数
短時間一斉休業のみ	短時間休業の要件を緩和
休業規模要件　1/20（中小）、1/15（大企業）	併せて、休業規模要件を緩和 1/40（中小）、1/30（大企業）
残業相殺	残業相殺を停止
教育訓練が必要な被保険者に対する教育訓練 助成率　2/3（中小）1/2（大企業） 加算額 1,200円	助成率　4/5(中小)、2/3(大企業) ※解雇等を行わず、雇用維持をしている場合、 10/10（中小）、3/4（大企業） 加算額 2,400円（中小）、1,800円（大企業）
出向期間要件　３ヶ月以上１年以内	緊急対応期間に開始した出向については、 出向期間要件　１ヶ月以上１年以内

・赤字は特例による拡大措置
・特例措置による上限額の引上げ及び中小企業・大企業の助成率の拡充は、令和2年4月1日から緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末日までの期間を1日でも含む賃金締切期間（判定基礎期間）が対象です。

◆36協定届の様式が新しくなります◆

①労働基準監督署に届け出る36協定届（時間外労働・休日労働に関する協定届）について使用者・労働者の押印及び署名が不要になります。

※36協定と36協定届を兼ねる場合には記名押印又は署名など労使双方の合意がなされたことが明らかとなるような方法により協定を締結することが必要です。

②36協定の適正な締結に向けて、協定届に労働者代表についてのチェックボックスが新設されます。

◆令和３年度保険料率◆

令和３年度の保険料率をお知らせ致します。

★健康保険料率　（新潟県）　９．５%
★介護保険料率　（全国一律）　１．８%
★厚生年金保険料（全国一律）　１８．３%
★労災保険料率　（全国一律）　前年と同じ
★雇用保険料率　（全国一律）　前年と同じ

事業の種類	雇用保険率	●失業等給付・就職支援法事業 ●育児休業給付		二事業
		被保険者負担（労使折半）	事業主負担（全額事業主）	事業主負担
一般の事業	1000分の9	1000分の3	1000分の3	1000分の3
農林水産業 清酒製造業	1000分の11	1000分の4	1000分の4	1000分の3
建設の事業	1000分の12	1000分の4	1000分の4	1000分の4

● **雇用二事業**→雇用安定事業及び能力開発事業（雇用保険法63条に規定するものに限る）
● **農林水産の事業の特例**→農林水産の事業であっても、季節的な事業状況の変動が少ない**一定の事業**について、**一般の事業の率**が適用される
牛馬育成等、園芸サービス、内水面養殖、船員法第１条に規定する船員が雇用される事業

※健康保険料率・介護保険料率・厚生年金保険料率は**3月分（当月引き又は4月支給の給与分控除）より変更になります。**

［ 今月号の記事担当 ： P1.2/島影由美子 ＊ P3.4/篠田昇 ］

◆マイナンバーカードの機能が増えます◆

2021年3月よりマイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります。

▲マイナンバーカードの健康保険証利用のメリット



※2021年3月より医療機関・薬局などで、マイナンバーカードの健康保険証利用が順次可能になります。それに伴い、利用可能な医療機関・薬局については厚生労働省・社会保険診療報酬支払基金のホームページで公表の予定です。

※健康保険証としてマイナンバーカードを利用するためには、事前にマイナポータルでの申込みが必要です。スマートフォンやマイナンバーカード読み取り機器をお持ちでない方は自治体のマイナポータル端末からの申込みも可能です。



◆生活習慣病予防健診◆

「生活習慣病予防健診」の案内が3月下旬に事業所宛に緑色の封筒で送付される予定です。

40歳～74歳の被扶養者の分は被保険者の自宅宛に4月上旬に「特定健康審査受診券」が黄色の封筒で送付される予定です。

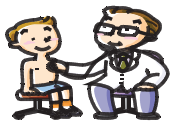
※全国健康保険協会の新潟支部のホームページでは、健診実施機関の予約開始時期の一覧表の掲載や**生活習慣病予防健診予約状況照会サービス**で予約状況の確認も出来ます。

◆ 職 員 日 誌 ◆

■健康診断再検査のススメ

▲会社で一般健康診断を受けた結果、要所見だったという方は多いと思います。血圧が高い、心電図で不整脈が出た、コレステロール値が高い等々年齢が高くなればなるほど尚更です。

▲一年に一回の健康診断の受診は仕方ないにしても健診結果で医療機関の門を叩くのは面倒だからとそのままにしている方も多いのではないでしょうか。



▲健康診断受診時数値が標準値内ではなかったものの自覚症状も無く放置していたところ、とうとう症状が出始めやむなく医療機関を受診。

▲その結果は悪性腫瘍。「早期治療していれば・・・」後悔しても後の祭り。

▲斯(か)くいう私もそのひとり。夫の要所見診断を軽く見ていました。「大人なのだから自分で判断して行動するだろう」と・・・。

▲今、その家族は障害者手帳の申請をしています最悪のシナリオですが「生きてるだけで丸儲け」と考えることにしました。

▲手術中、主治医の先生から切除部位を見ながら説明を頂きました。その時の感想は「うちの旦那さんは腹黒く無かった。　あ～ 良かった。」

■ 拾い読みの読書

ゆがめられた目標管理　復刻版

著　者／　一倉　定
出版社／　日経ＢＰ　　1800円＋税

すぐれた目標は会社の存続と発展を約束し、
凡庸な目標は会社を破綻に導く

P29　目標を設定するということは、客観情勢の変化に対応し、その圧力に耐え、それをはねかえすための会社の決意を固めるということなのだ。・・だから・・目標を達成しなければ会社がつぶれてしまうのであるから、これはどうしても達成しなければならない「ノルマ」なのである。

P65　ドラッカーはいう。・・・どの事業も八つの重要領域をもち、それぞれにおいて、努力の目標を設定しなければならない。その八つの領域とは、市場における地位、革新、生産性、物的並びに財務資産、収益性、経営担当者の能力と育成、労働者の能力と育成、社会的責任である。

P130　目標は、まず長期的なビジョンに立たなければならない。企業というものは、ある決定が下されてから、それが実際に影響をおよぼすまでに、短くとも二～三年、長きは10年、20年かかる場合もある。手を打って、すぐに効果が現れるのは、企業の運命にはたいして関係のない戦術的な決定だからである。

P150　①各部門（又は成員）の目標は・・その部門の意志とは無関係に、上司から（実は客観的情勢が上司を通じて）割り付けられる　②自らの意志で立てなければならないのは、割り付けられた目標を達成する計画ー成果達成計画ーである。③この成果達成計画で、自らの方針と部下に割り付ける目標を、自らの意志で決定してゆく。

P153　上下のコミュニケーションは上からは目標を示すことによって伝えられ、下からはこれに対する「成果達成計画」によって行われるのである。・・上下のコミュニケーションの基本なのだ

■ 拾い読みの読書　Ⅱ

人類の選択
「ポスト・コロナ」を世界史が解く

著　者／　佐藤　優
出版社／　ＮＨＫ出版新書　　850円＋税

P22　「新型コロナ後の世界は、「ほんとうの幸せとは何か」「人間の生死はどのように決まるのか」「人生の意味は何なのか」というような、人間の内面に対する関心が深まるようになる。新自由主義が席捲する中で軽視されていた哲学や宗教に対する関心が深まると思う」

P145　なぜ人々は十分に教育を受け、理性的な判断をする下地ができているにもかかわらず、為政者の暴走を許してしまうのか。ハーバーマスによれば、「たとえ理解できないことがあっても、誰かが調べて分かり易く説明してくれるだろう」というような「順応の気構え」が生じてしまい、積極的に自ら物事を検証するという発想が希薄になり、その結果政治の暴走が許容されてしまう。

P181　自由を推し進めれば平等が損なわれ、平等を推し進めれば自由が損なわれるという形で鋭く対立する・・・フランス革命の理念「自由、平等、友愛」は、対立する自由と平等のバランスを「友愛」によって取ることを示しています。

■ 絵手紙通信



暫らく日本酒を節制します。

事務所 e-mail ： sinoda2@niks.or.jp　　所長 e-mail ： srsinoda@niks.or.jp

最近の出来事から (305号)

■ 言い訳 (R3.2.2)

▲三密回避、手洗い、マスクの励行で何とか新型ウイルスから逃れられているが、三密回避によって会議、会合、人の往来が激減し、「声を出す」機会も減少した。たまの会合でもマスク着用といえども飛沫が飛ぶ大声は厳禁で、会話は自然と口先の声となり、滑舌の悪さを自覚する。こんな状態では喉の筋力の衰えによる誤嚥～肺炎に注意しなければと思う。何せ、最近林家こん平師匠、作曲家の筒美京平さん、元横綱・栃ノ海さん等多くの有名人の死因が誤嚥性肺炎と聞けば尚更だ。

▲そんな思いの中、陶芸の窯焚きをしながら早朝のＮＨＫラジオ・健康ライフ「ステイホームで気になる身体の衰え・のみ込む力が危ない」に思わず聞き入った。現下の新しい日常から知らず知らずのうちに運動不足となり、のみ込む力をも衰えさせるというものだった。

▲のみ込む力の確認として、大さじ二杯の水を用意して一口で飲めれば問題なしというテストに、咽(む)せこそしなかったもののニ口だったことに愕然とし、喉と舌の筋肉を鍛え誤嚥を防ぐという発声法「パ・タ・カ・ラ」を窯のボイラーの音に負けない声で繰り返したが、やり過ぎたか翌日から痰が絡み、龍角散のお世話になった。

▲そして数日後、久々に腹から声を出し、衰えた喉の筋肉を復旧させるチャンスと勇んで出かけた就業規則とハラスメント等の説明会場だったが、関係者は誰も居らず、はたと気付いた開催日の勘違い。単なる加齢が原因であることを、マスクと飛沫抑制の発声が脳への酸素供給量を減らした結果ではと自分に向かって言い訳を試みていた。

■ 自助・共助 (R3.2.14)



▲「新しい生活様式」の何ともメリハリのない時を一年近くも過ごしていると、以前の生活が小舟で急流を下る日々のように感じる。

▲先日も「26年前」を強調する1.17阪神大震災の追憶報道を見ながら、中国・昆明の旅を終えて成田空港に降り立ったのが地震発生の28分後の偶然とテレビに映し出された惨状の記憶から、その年の出来事が芋づる式に蘇った。

▲その三日後には顧問先の会社が倒産、役員の自死、四千数百万円に及ぶ未払い賃金の発生、急遽従業員代表を選出して会社から売掛金の譲渡を受け、差押え、分配に奔走したこと、同時期に叔母の死と母の入院、４月には隣村を震源とする群発地震に見舞われ、激震で昼食のラーメンが丼から飛び出したこと、７月にはドイツへ、帰国を待って生後２ヶ月のクロネコとトラネコと同居開始、８月には友人達と中国旅行等々。当時の手帳を覗けば、バブル経済崩壊後の多種多様な業務の記録と宴会の日々があり、若さとはいえ我が事ながら感心するやら、呆れるやら。

▲この歳になれば、「サンデー毎日」の生活でもおかしくなく、若者の邪魔にならず終末に向けたスローダウンのチャンスとも思うが、今、若者の中に新しい生活様式の長期化で他人や社会との接点の減少から孤独や孤立に陥り、精神的、経済的に追い詰められる者が急増しているという現実に気を揉んでいる。

▲ならば、「今日、行くところがある」「今日、用事がある」「筋力を蓄える」の年寄りの自助努力をしつつ、そんな若者たちに出来ることはないかと思案している。